

多摩川衛生組合の運営改善について

ごみの中間処理施設であるクリーンセンター多摩川を運営する多摩川衛生組合(稲城市・狛江市・府中市・国立市で構成)において、有害ごみ(蛍光管・乾電池等)の焼却実験や不適正処理が行われていたことが判明しました。有害ごみは嚴重に取り扱うべきものであるため、専門の処理業者に委託して適正な処理を行うものとしていましたが、本来の処理方法を大きく逸脱する処理が行われていました。環境への配慮に欠けるこれらの行為の重大性を踏まえ、構成4市による調査委員会を立ち上げ、原因・問題点を明らかにするとともに再発防止策の検討を行いました。

調査報告書においては、原因や問題点として多摩川衛生組合の運営体制や組合職員の有害ごみに対する配慮の欠如があったことを指摘し、再発防止策として、意思決定制度の見直しと組合組織全体の職務に対する意識改革を柱にした再発防止策を作成しました。

さらに、クリーンセンター多摩川でこのような問題が今後起こらないように、有害ごみをクリーンセンター多摩川に一切搬入しないこととし、根本的な再発防止策も講じました。現在、収集した有害ごみは、狛江市単独で処理業者と委託契約を結び、適正な処理体制を確立しております。

多摩川衛生組合でのこれら一連の問題により、これまで培ってきた日の出町東京たま広域資源循環組合、関係機関との信頼関係を揺るがす事態となりました。クリーンセンター多摩川の焼却灰については、平成22年11月9日から12月7日まで日の出町の最終処分場への搬入を停止する事態となり、市民のみならずにもご心配をお掛けしました。また、受け入れ再開にご理解とご配慮をいただきました日の出町のみならずには深く感謝いたします。

狛江市としましても、クリーンセンター多摩川でこのようなことが今後起こらないよう多摩川衛生組合の運営体制の改善を図るとともに、失った信頼を取り戻すべく構成4市とも協力体制を強化してまいります。



クリーンセンター多摩川

有害ごみの分別にご協力ください。

ごみ・リサイクルカレンダーの一部変更があります。

有害ごみはクリーンセンター多摩川へ搬入せずに、直接処理業者に運搬して処理を行うことになりました。

これに伴い、収集運搬等に細心の注意を払う目的で、**有害ごみの出し方を一部変更させていただきました。**狛江市が平成22年3月に作成・配布したごみ・リサイクルカレンダー等に変更が生じておりますのでご注意ください。なお、収集日の変更はありません。

※平成23年度ごみ・リサイクルカレンダーは、平成23年3月中に作成・配布いたします。

ごみの分別をさらに徹底していただき、誤って燃やせないごみなどに混ぜて捨てないようにご協力をお願いいたします。

● 蛍光管の出し方

破損防止のため、購入したときの箱に入れ(箱がない場合は袋に入れて)「蛍光管」と表示して出してください。

割れてしまった蛍光管は、中身が見える袋に入れて「割れた蛍光管」と表示して出してください。

● 乾電池の出し方

中身が見える袋に入れて「乾電池」と表示して出してください。

※充電式電池は市で収集しませんので、販売店の回収ボックスに入れてください。

● その他水銀を含んだもの

中身が見える袋に入れて、品物の種類を表示して出してください。

(例) 水銀体温計

